**大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会　令和6年度第1回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和6年9月10日（火）午後1時28分から午後3時20分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

５　会議の概要　　令和5年度第2回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数1,200件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設コンサルタント等業務 | 随意契約 | 深日港海岸 谷川東地区 谷川港水門管理棟（土木施設）老朽化対策点検調査委託その3 | 14,300,000 |
| 委託役務 | 一般競争入札 | 二級河川 王子川 王子川排水機場電気設備点検整備業務（R7からR22） | 46,200,000 |
| 委託役務 | 一般競争入札 | 一級河川 箕面川外 河川美化業務（単価契約）（R6 池田土木事務所） | 308,000 |

別　添

**≪令和6年度第1回定例会議抽出事案 質疑応答要旨≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【深日港海岸 谷川東地区 谷川港水門管理棟（土木施設）老朽化対策点検調査委託その3】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本事案の予定価格はどのように設定したのか。また、第1回目の入札が不調となった理由は何か。 | 業務内容に応じた標準的な歩掛り（積算根拠）がなかったため、入札参加資格を有する複数の事業者から参考見積もりを徴取した上で予定価格を算定した。また、第1回目の入札では3者の応札があったが、いずれも最低制限価格付近の入札金額で失格となったものである。 |
| 第2回目の入札は応札が1者であり、事後審査で無効となったが、その後の随意契約で複数者から見積もりを徴取できたことについて、どのように考えているか。 | 発注時期の関係から、第2回目の入札時点では配置する技術者がいなかったが、随意契約の際には技術者が確保できたため見積書を提出するということが考えられる。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本事案のような特殊な業務には、高度な技術者が必要であることから、事業者が体制を整えられるよう、できるだけ早期に発注したい。また、参考見積もりにより予定価格を算定する際は、より多くの事業者から見積書を徴取していく。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、当初の入札で応札した3者が全て最低制限価格を下回って入札不調となり、再度公告した入札では1者の応札があったものの事後審査で入札が無効となったため、随意契約としたものである。本事案の積算に当たっては、標準的な歩掛りがないことから6者から参考見積もりを徴取し、積算を行ったとのことであるが、参考見積もりを徴取した事業者からの応札がなかったことや、8号随意契約（不調随契）に当たって、不調となった2回の入札における参加辞退者3者から見積書を徴取できたことなど、少しちぐはぐになっている感は否めない。本事案は、重要な施設の補修に関連する業務であり、府民の安全・安心に直結する極めて重要なものであることから、入札不調により契約が遅延すると、業務期間が圧縮されることによる品質低下などのリスクが懸念されるため、入札に当たっては、適切な予定価格と履行期間を確保するよう努められたい。 | |
| **【二級河川 王子川 王子川排水機場電気設備点検整備業務（R7からR22）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本事案は、建設工事と設備の維持管理業務を一体的に発注した試行案件の2件目であるが、一者入札かつ落札率が高いという結果をみると、期待する効果が得られていないと考えるがどうか。  16年の契約期間は長いように感じるとともに、途中で設備が使用できなくなることも想定されるのではないか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本事案は契約期間を16年間としており、事業者側が昨今の物価や労務費の上昇を鑑み、契約期間中のリスクを踏まえて入札金額を決定したことによると考えられる。なお、契約書の規定では、予期することのできない事象が生じた場合は、協議のうえ契約変更ができることとしている。  　国土交通省の取替標準年数を採用しており、当該契約において設備の点検及び部品交換等の必要なメンテナンスを行うことで使用できるものと考えている。  　本事案は試行2件目であるが、落札率が高止まりしており、競争性が働いていないことは事実。長期間の契約であることのリスクも想定されるため、労務費上昇分の負担に係る制度の導入について検討していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、プラント設備の建設工事と保守点検業務を一体的に入札・契約する発注方式であり、試行実施の2件目である。一体的に発注することにより、設備工事完了後に行う保守点検業務を従来行っていた随意契約ではなく、入札の効果を期待したものであり、試行1件目では保守点検業務の落札率が48.25％となるなど効果が認められたものの、本事案では、設備工事、保守点検業務とも一者入札となり、入札の効果が認められない結果となっている。これは、本事案がインフレ状況下において行われており、保守点検業務の契約期間が16年間であるにもかかわらず、労務費の上昇分を受注者負担としており、受注者が極めて大きいリスクを負っていることが原因である。一方で、一者入札の原因ではないものの、府においても設備が棄損により廃止となった場合、後続の契約を任意解除する必要があるなど、発注者側にもリスクがあると考えられる。このような一体的な入札・契約方式は、保守点検業務についても入札となるなど、有効的な方法であり、引き続き行っていくべきと考えるが、今後は、労務費の上昇リスクを受発注者双方で負担するなど、多くの事業者が安心して入札参加し、入札の効果が得られるような方法を検討されたい。 | |
| **【一級河川 箕面川外 河川美化業務（単価契約）（R6 池田土木事務所）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本事案の落札率は非常に低い。企業には「手待ち時間」があるとはいえ、新規着手で算定した予定価格と、遊休資産を活用する場合とでは乖離が大きいと考えるがどうか。  　著しく低い金額での契約は、一般的にダンピング受注を疑われかねない。このような契約はやめるべきである。あまり安すぎると必ず品質にも影響するため、対応を期待する。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 予定価格は国土交通省の基準どおり算定したもの。落札金額が低いことについて受注者に確認したところ、自社所有の機材や車両を使用するとともに、企業努力により低価格としているとのことであった。近年、本事案のような案件は価格競争が激化していると認識している。  　委員の意見を参考にして、庁内の関係部署と協議しながら、適切に対応していきたいと考えている。  　著しい価格競争による低価格受注については、問題意識を持っている。今後、低価格競争を防止するための対応策について検討していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本事案は、落札率が8.14％と非常に低価格で落札されたものである。落札率が8.14％という結果から、当該契約は原価を下回る対価でのサービス提供と考えられ、これについての正当な理由が明確ではないことから、いわゆる「ダンピング」受注であると受け取られかねない。ダンピング受注は、他の事業者を排除することなど、事業継続を困難にさせるおそれがある行為であり、これに対する対策を怠り放置することは許されない。本事案のような予定価格と著しく乖離するような低価格での受注において正当な理由が説明できなければ、府がダンピングを容認したと誤解されかねず、結果的に府の信頼性を損ねることとなる。府は、単なるコストの削減を求めるのではなく、適切な金額により契約するとともに、受注者には対価に相当する品質が確保された履行を求めることが必要であり、これらに反する契約とならないように対策を講じられたい。検討結果等について、次回の定例会議において報告されたい。 | |

**≪令和5年度第2回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【令和5年度における公共用水域（大阪府域河川(1)）の水質測定計画等に基づく常時監視及び流量観測業務】** | |
| 講　　　　　評 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| ・本事案は、一者での入札及び同じ事業者が長期間継続して受注している案件である。  ・他に履行可能な事業者がある中、一者入札の要因として考えられるのは、多くの、しかも年度によって変動する分析項目を受注者がすべて実施しなければならないことが、事業者側にとって大きな負担となっている可能性も考えられるのではないか。  ・本事案の競争性を確保するため、例えば、再委託による履行方法を認めて緩和するなど、様々な観点から検討するよう努められたい。 | ・令和6年度事業の発注に向けて、事業者側のコスト増に対応できるよう、コスト軽減等について検討を行った。  ・事業予算について分析経費等の増加を考慮して増額するとともに、河川水質等の調査結果の報告について、例年、来庁の上実施することとしていたところ、令和6年度事業発注においては、リモート会議形式も可能と変更して令和6年2月に公告した。  ・入札結果については、入札参加者は1者で、前年度と同様であった。  ・このため、令和7年度事業発注に向けて入札参入事業者を増やすため、特殊な分析機器が必要な項目を選定し、その項目を自社分析できない場合は、外部委託を可能とすることを検討する。  ・再委託する場合は、分析精度を担保するための技術的な遵守事項や確認方法等を整理する必要があるため、あわせて検討する。 |